平成２２年（フ）第２７７４号
福岡県春日市大谷３丁目98番地２コアマンション春日大谷Ⅱ307号
債務者　飯田　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２６号
福岡市早良区内野３丁目４番２―104号
債務者　中島　邦博
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９２号
福岡市早良区飯倉４丁目20番３号
債務者　片山千代子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３２号
福岡市南区中尾１丁目５番６―306号
債務者　黒木万起子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５１号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1962番地１アビタシオン夜須305号
債務者　中田　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８８号
福岡市東区美和台３丁目28番16号
債務者　藤野　勝也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３８９号
福岡市東区美和台３丁目28番16号
債務者　藤野　史子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９１号
北九州市八幡西区黒崎４丁目４番８―501号
債務者　桑島　久子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９２号
福岡県太宰府市連歌屋１丁目６番18号
債務者　楠林　弘明
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３９６号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東２丁目４番５号
債務者　佐野　信義
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８３号
福岡市東区青葉７丁目11番24―201号
債務者　大瀧　仁子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５００号
福岡県福津市津屋崎３丁目22番13号
債務者　河野　実保
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０５号
福岡市南区井尻３丁目26番27―102号
債務者　谷村　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６号
福岡市西区周船寺２丁目16番33―203号
債務者　薬師寺紀美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７７号
福岡市早良区高取２丁目５番20―303号
債務者　光安　美穂（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５号
福岡市南区大橋４丁目６番39―203号
債務者　岸川　啓一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９号
福岡市南区野間４丁目31番10号
債務者　佐々木こづえ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０号
福岡市西区大字徳永1027番地
債務者　徳永　玲子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部